明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**五七）　二
○石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一三四）　三
○と畜場法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一三五）　三
○石油製品需給動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**六三）　四

〔規　則〕
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―三〇―一〇〇）　四

〔告　示〕
○旅券査証の相互免除に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との口上書の交換に関する件並びに同口上書及び一部旅券査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（**外務**二四九）　四三
○ルーマニア国民に対する査証免除措置に関する日本国政府のルーマニア政府への口上書の発出に関する件並びに同口上書、外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五〇）　四三
○タイ王国の国民に対する期間限定査証免除措置に関する日本国政府のタイ王国政府への口上書の発出に関する件並びに同口上書並びに外交及び公用旅券所持者等に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五一）　四三
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の口上書の交換に関する件並びに同口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五二）　四四
○査証及び査証料の相互免除措置に関する日本国政府とバルバドス政府との間の口上書の交換に関する件並びに同口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五三）　四五
○外交及び公用旅券所持者等に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の口上書の交換に関する件並びに同口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五四）　四五
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とオマーン国政府との間の口上書の交換に関する件並びに同口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五五）　四六
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の口上書の交換に関する件並びに同口上書にいう措置の一時停止に関する件（**同**二五六）　四七
○オランダ王国政府との間で交換された旅券査証及び査証料の相互免除に関するオランダ王国政府と日本国政府との間の取極のスリナム及びオランダ領アンティールへの適用に関する書簡にいう措置の一時停止（スリナム共和国政府への通報）に関する件（**同**二五七）　四七
○ボツワナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五八）　四八
○ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五九）　四八
○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六〇）　四九
○コートジボワール共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二六一）　四九
○パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六二、二六三）　五〇
○東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六四）　五〇
○ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六五）　五一
○モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六六）　五一
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六七）　五二
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（**財務**一六一）　五二
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**二五八）　五二
○建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通・環境**一）　五三
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**一四三）　五五
○河川法の規定により指定区間を変更する件（**国土交通**七一〇）　五五

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一八）　五七

（以下次のページへ続く）